

「働き方改革を推進するための 関係法律の整備に関する法律案要綱」の答申



厚生労働省が、平成 29 年 9 月 8 日に、労働政策審議会に諮問した「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案要綱」について、労働政策審議会の各分科会・部会で審議が行われた結果、平成 29 年 9 月 15 日、同審議会から厚生労働大臣に対して答申が行われました。

厚生労働省は、この答申を踏まえて法律案を作成し、次期国会への提出の準備を進めます。

【法律案要綱のポイント】

「長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等について」

(1) 労働時間に関する制度の見直し(労働基準法)

- ・ 時間外労働の上限について、月 45 時間、年 360 時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年 720 時間、単月 100 時間未満(休日労働含む)、複数月平均 80 時間(休日労働含む)を限度に設定(職種によって、猶予期間などの措置あり)。
- ・ 月 60 時間を超える時間外労働に係る割増賃金率(50%以上)について、中小企業への猶予措置を廃止する。また、使用者は、10 日以上有給休暇が付与される労働者に対し、5日について、毎年、時季を指定して与えなければならないこととする。
- ・ 企画業務型裁量労働制の対象業務への「課題解決型の開発提案業務」と「裁量的にPDCAを回す業務」の追加と、高度プロフェッショナル制度の創設等を行う。(企画業務型裁量労働制の業務範囲を明確化・高度プロフェッショナル制度における健康確保措置を強化)

(2) 勤務間インターバル制度の普及促進等(労働時間等設定改善法)

- ・ 事業主は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の確保に努めなければならないこととする。

(3) 産業医・産業保健機能の強化(労働安全衛生法等)

- ・ 事業者から、産業医に対しその業務を適切に行うために必要な情報を提供することとするなど、産業医・産業保健機能の強化を図る。

「雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について」

(1) 不合理な待遇差を解消するための規定の整備(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

(2) 労働者に対する待遇に関する説明義務の強化(パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法)

(3) 行政による履行確保措置及び裁判外紛争解決手続(行政ADR)の整備

【施行期日】

平成 31 年 4 月1日(中小企業における割増賃金率の見直しは平成 34 年 4 月1日、中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成 32 年 4 月1日)

当社では、労働安全衛生規則に基づく作業環境測定において、長年の実績があります。作業環境測定は化学物質などを原因とする労働者の健康障害を防止するために有効な方法の1つです。ご不明な点等がありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2017 年 9 月 15 日付 厚生労働省ホームページ

分析技術箇所 佐藤亮平